基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年三月二十二日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年四月一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年三月七日

石川県金沢市南町二番一号
株式会社ネクストジョイ
代表取締役　小川　仁

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年三月二十三日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年四月一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年三月七日

名古屋市中区丸の内二丁目一八番一四号
株式会社ジー・エデュケーション
代表取締役　小野　尚

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年三月二十三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年四月八日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年三月七日

大阪市中央区谷町四丁目五番八号
ヒロウン株式会社
代表取締役　出野　正昭

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年三月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年三月七日

埼玉県戸田市南町四番三号
イースタン工業株式会社
代表取締役　栗原　直則

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年三月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年三月七日

東京都港区浜松町二丁目四番二四号
大洋印刷株式会社
代表取締役　林　孝

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年三月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年三月七日

岡山市北区番町一丁目一番八号
両備商事株式会社
代表取締役　小嶋　光信

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年三月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年三月七日

岡山市北区西古松三二四番地一〇七
株式会社シンニチロ
代表取締役　奥山　順一

株式募集事項につき通知公告

当社は、株式募集事項につき、平成二十三年三月二日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

一、募集株式の種類及び数　普通株式一一、〇〇〇株
二、払込金額又はその算定方法　一株につき金九三〇円
三、現物出資に関する事項　該当なし
四、払込期日又は期間等　平成二十三年三月二十二日
五、増加資本金及び資本準備金　出資された財産の全額を増加資本金の額とする。

以　上

平成二十三年三月七日

東京都府中市白糸台六丁目一三番四四号
日進運輸株式会社
代表取締役　岩船　一義

事業譲受けにつき通知公告

当社は、旭開発株式会社（住所神奈川県横浜市保土ヶ谷区星川二丁目四番一号）の全事業を譲り受けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十三年四月一日です。

平成二十三年三月七日

東京都品川区西五反田三丁目一三番二号
HDホールディングス株式会社
代表取締役　近藤　泰彦

限定承認公告

本籍東京都文京区本駒込一丁目一六番地、最後の住所東京都文京区根津一丁目一番地五号
被相続人　亡　神田　亮

右被相続人は平成二十二年十一月四日死亡し、その相続人は平成二十三年二月二十二日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月七日

東京都板橋区小豆沢四丁目一番地一号
限定承認者　神田　正道

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五千万円減少し、金三十六億九千三百三十五万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十三年四月八日であり、社員総会の決議は平成二十三年三月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年十二月二十日
掲載頁　一二二頁（号外第二六九号）
平成二十三年三月七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号
アールディーアイ特定目的会社
取締役　石田　泉

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十三年三月二十二日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

特定資産の売却金、消費税の還付その他の方法で本特定目的会社が受領した金銭、又は減価償却により生じた余剰金から、必要費用を控除した後に残余金（以下「優先出資消却原資」という。）を優先出資社員に対して分配すること。

二、優先資本金の額の減少をする要件

資産流動化計画の計画期間中に優先出資消却原資がある場合、取締役が相当と判断すること。

三、優先資本金の額の減少をする時期

取締役が、適切と判断する時期

四、減少する優先資本金の額

金一億四千五百万円

五、消却する優先出資の種類及び口数

消却する優先出資の種類はすべての優先出資とし、その口数は一億四千五百口とする。

六、消却の方法

本特定目的会社は、優先出資消却原資を上限とする一円の整数倍で取締役が相当と判断する額及び優先出資を消却する旨を、全優先出資社員に書面で通知し、消却を希望する優先出資社員が保有する優先出資の中から消却する。

七、消却に要する金額

金一億四千五百万円

平成二十三年三月七日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内
全盛特定目的会社
取締役　藤田　収二

取消公告

平成二十三年二月十日（号外第二十七号）掲載の左記会社に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみ取消します。

平成二十三年三月七日

福井県福井市順化一丁目六番九号
（甲）株式会社福邦銀行
代表取締役　三田村俊文
福井県福井市田原一丁目五番一号
（乙）福邦ビジネスサービス株式会社
代表取締役　佐々木一博
福井県福井市田原一丁目五番一号
（丙）福邦オフィスサービス株式会社
代表取締役　中村　美彦

正　誤

ページ	段	行	誤	正
八上		終りから一六	平成二十三年一月二十六日近畿地方整備局告示第二十一号（都市計画に関する件）（原稿誤り）	平成二十三年三月三十一日

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月七日付第四四号九六ページ
日付参会第五号四〇ページ

ージ●同日付政府調達第四三号三二ページ●二月十六

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）